

全てのE C事業者様へのお知らせ

貴社カートシステムでの 改正法への対応について



改正特定商取引法の施行に伴い“令和4年6月1日”からは

各社カートシステムにおける“最終確認画面”において
顧客が“注文確定”の直前段階で 下記の各契約事項を
簡単に最終確認できるように表示する必要があります

①

分量

商品の数量、役務の提供回数等のほか、
定期購入契約の場合は各回の分量も表示

②

販売価格・対価

複数商品を購入する顧客に対しては支払総額も表示し、
定期購入契約の場合は
2回目以降の代金も表示

③

支払の時期・方法

定期購入契約の場合は
各回の請求時期も表示

④

引渡・提供時期

定期購入契約の場合は
次回分の発送時期等について
も表示
(顧客との解約手続の関係上)

⑤

申込みの撤回、 解除に関すること

返品や解約の連絡方法・
連絡先、返品や解約の
条件等について、顧客が
見つけやすい位置に表示

⑥

申込期間 (期限のある場合)

季節商品のほか、販売
期間を決めて期間限定
販売を行う場合は、
その申込み期限を明示



事業者側が上記事項について、消費者に誤認を与える表示を行った場合、
誤認して申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります



消費者庁
ウェブサイト

更なる詳細について、
こちらのサイトで解説しております。
ガイドライン等も掲載しております
ので御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します
(注：SNS・チャット型のE Cサイトも含む)